

こどもまんなか! 輝く笑顔
地域で支える子育てのまち

香取

第3期

香取市子ども・子育て 支援事業計画

概要版

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
香取市



計画策定の趣旨と策定経緯

「こども基本法」
令和5年4月施行
「こども大綱」
令和5年12月閣議決定

子どもを産み育てやすい環境の整備、命や安全を守る施策強化のため、子どもの視点で課題に対応する体制整備が進められています。

関連法の動向を踏まえ、「第3期香取市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

香取市が目指すゴール（基本理念）



- 子どもを取り巻く困難が複雑化・複合化するなか、すべての子どもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。
- 「こどもまんなか！ 輝く笑顔 地域で支える子育てのまち 香取」を掲げ、子ども自身が持つ自ら成長・自立する力や家庭や家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう地域社会全体で子どもを支援し、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、未来に希望をもって健やかに育つことができる香取市を目指します。

こどもまんなか！
輝く笑顔 地域で支える子育てのまち 香取

① 子ども・子育て支援事業計画
(子ども・子育て支援法)

② こども未来戦略
(放課後子ども総合プラン)

③ 子ども・子育て支援施策
(次世代育成支援対策推進法)

計画の位置づけ・期間・対象

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

計画の
期間

令和7年度から
令和11年度まで

計画の
対象

本市に生活する18歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等

香取市の課題と対応方針

香取市の特色

市内の就学前児童保護者と小学生・特別支援学校小学部保護者の皆さんに実施したアンケート調査や統計データから香取市の特色がみえてきました。

地域の人や
知人が何かと
助けてくれる

自然・環境
がよい

家から近いところ
で働けるので
仕事と子育てが
両立しやすい



保育所（園）、こども園、
地域子育て支援センターが多い
放課後児童クラブ 待機児童が少ない
こども家庭センターが
早期に設置されている
子ども医療費助成・給食費無償化
等の経済的支援がある

一方で

遊び場を
充実してほしい



子育てへの経済的
支援を充実してほしい

小児医療体制を
充実してほしい

良いところは伸ばし、足りないところは改善!

子ども・子育てを支援する 地域づくり

【対応方針】

- 少子化対策・子育てと仕事の両立に向けた取組の推進
- 地域における教育・保育と子どもの遊び場等の持続可能な供給体制の確保

妊産婦・乳幼児に関する 切れ目のない保健対策等の充実

【対応方針】

- 子どもたちの健やかな成長を守るため、子育て支援ネットワーク等を充実

支援が必要な子育て家庭等と 子どもへの取組

【対応方針】

- 経済的、精神的な支援と子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

施策の基本的視点

本計画の策定にあたっては、4つの基本的視点を取り入れ、すべての子ども、妊婦、子育て当事者・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、より良い環境づくりに努めます。

「子ども」の視点

子ども自らも社会の一員であり、思いや願いをもつ地域（香取市）の一員であることの視점에立って取り組みます。

「すべての子どもと家庭への支援」の視点

地域ぐるみで支援し、誰一人取り残さず、子どもも親も、また、まわりの市民までもが輝く笑顔で、幸せに成長していける包括的な環境と「香取市に住み続けたい」地域づくりを進めます。

「親（保護者）」の視点

豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した家庭における子育て力を高めます。

「切れ目のない支援」の視点

結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てることができ、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる環境（切れ目なく循環する社会・環境）を実現します。



施策の展開

1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

子どもの健やかな成長を支援するため、乳幼児期における発達の段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保します。

1-1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

また、国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どものための教育・保育給付）について「量の見込み」と「確保方策（提供体制の確保の内容）」を設定します。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の 必要性	認定区分	利用できる 主な施設及び事業							
					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
満3歳 以上	なし	1号認定（教育標準時間認定） ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園	量の 見込み	1号認定	119	111	101	95	92
		2号認定（保育標準時間認定） ※最大11時間の利用	保育所（園） 認定こども園		2号認定	835	780	711	667	644
	あり	3号認定（0歳児）			100	95	92	90	88	
		3号認定（1歳児）			171	167	162	160	160	
		3号認定（2歳児）			196	193	184	176	171	
	満3歳 未満	あり	3号認定（保育標準時間認定） 3号認定（保育短時間認定）	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業	確保方策	1号認定	150	150	150	140
2号認定						900	850	800	750	750
3号認定（0歳児）						120	115	112	110	110
3号認定（1歳児）						207	207	207	207	207
3号認定（2歳児）						265	265	265	265	265

1-2 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子ども・子育て支援を実施します。

(1)	利用者支援事業	【対象】 子ども、保護者、妊婦 子どもとその保護者及び妊婦に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行うとともに、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業
(2)	地域子育て支援拠点事業	【対象】 0～5歳保護者 公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業
(3)	妊婦健康診査	【対象】 妊婦 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	【対象】 出生時など 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業
(5)	養育支援訪問事業	【対象】 子ども、保護者、妊婦 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	【対象】 子ども、保護者、妊婦 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化のため、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化を図る事業



(6)	子育て短期支援事業	【対象】 子ども、保護者 保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども等を児童養護施設等で預かる事業
(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	【対象】 0～5歳、小学1～3年生 児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
(8)	一時預かり事業	【対象】 3～5歳 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業 【対象】 0～5歳 保育所（園）その他の場所での一時預かり事業
(9)	延長保育事業 (時間外保育事業)	【対象】 0～5歳 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育ニーズへの対応を図る事業
(10)	病児保育事業	【対象】 0～5歳、小学1～6年生 児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業
(11)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	【対象】 小学1～6年生 仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	【対象】 保護者 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	【対象】 事業者 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
(14)	子育て世帯訪問支援事業 NEW	【対象】 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等 家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭（要支援児童や要保護児童のいる家庭）、妊産婦（特定妊婦等）、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業
(15)	児童育成支援拠点事業 NEW	【対象】 主に学齢期の児童及びその保護者 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
(16)	親子関係形成支援事業 NEW	【対象】 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者（要支援児童や要保護児童の保護者）及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業
(17)	妊婦等包括相談支援事業 NEW	【対象】 妊婦等 妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とする事業
(18)	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) NEW	【対象】 保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子ども 生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用することで、すべての子どもの育ちを支援する事業
(19)	産後ケア事業 NEW	【対象】 出産後1年以内の母子 産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業



2 こども未来戦略（放課後子ども総合プラン）

子ども未来戦略や放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施等を検討します。また、施設（居場所）の確保については、小学校の理解・協力を得ながら余裕教室等やその他公的施設の活用も検討しつつ、地域の実情を考慮しながら、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

3 子ども・子育て支援施策（次世代育成支援対策推進法）

●：今期から本計画に位置付け、推進を図っていく事業です。

3-1 子ども・子育てを支援する地域づくり

子どもの幸せを第一に考えて、すべての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

施策		関連事業
(1)	教育・保育及び子育て支援の充実	○通常保育事業 ○延長保育事業（時間外保育事業） ○幼稚園事業（幼稚園における預かり保育） ○一時預かり事業 ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ○地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ○障害児保育事業 ○障害のある児童の放課後対策の充実 ○ファミリー・サポート・センター事業 ●生涯学習人材バンク事業（わんぱく教室） ●スポーツ教室の充実及び指導者の育成 ●社会体験学習事業 ○保育所（園）の地域開放 ●医療的ケア児保育支援事業
(2)	教育・保育施設の整備	○多様な運営主体による保育所の整備事業 ○民間保育施設整備への支援事業 ○認定こども園の整備
(3)	教育・保育の交流・子育て支援ネットワークの整備	○幼稚園・保育所交流事業 ○子育て支援ネットワーク
(4)	相談体制・情報提供の充実	○子育てガイドブック ●重層的支援体制整備事業 ○発達相談事業 ○ママパパ教室 ●豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 ○思春期保健対策事業（思春期講演会の実施）
(5)	親子のふれあいの場づくり	○児童遊園、都市公園・市民公園等の管理運営事業 ○児童館事業 ●みんなの賑わい交流拠点コンパスの管理運営事業（子育て世代支援施設） ●公園施設整備事業 ●橘ふれあい公園管理運営事業
(6)	少子化対策	●結婚や結婚新生活に係る支援措置の展開（結婚新生活支援事業）
(7)	子どもの意見反映	●子どもの意見反映に向けた取り組み



3-2 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策等の充実

親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、安心して子どもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

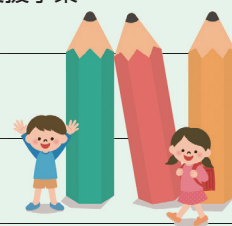
施策		関連事業
(1)	妊娠・出産期からの切れ目のない支援	○母子健康手帳の交付 ○妊婦健康診査 ○健康づくり支援事業 ○生活習慣病予防対策事業 ○妊産婦・乳幼児訪問指導 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○未熟児訪問指導 ○健康相談 ○乳幼児健康診査 ○言語相談・教室、心理相談、発達相談 ○歯科口腔保健事業 ○予防接種 ●妊婦及び子どものインフルエンザ予防接種費用助成 ●おたふくかぜワクチン予防接種費用の助成 ●風しん予防接種費用の助成 ○産科クリニック等誘致事業（病児保育・産後ケア） ○こども家庭センター運営事業 ○不妊治療費等助成事業 ●不育症治療費等助成事業 ●産後ケア事業 ●新生児聴覚スクリーニング検査 ○健康医療電話相談サービス事業
(2)	小児医療の充実	○子ども医療費助成事業 ○ひとり親家庭等の医療費助成 ○未熟児養育医療費助成事業 ○自立支援医療費助成事業（育成医療） ○小児慢性特定疾患見舞金支給事業 ○小児医療体制の充実
(3)	食育の充実	○健康づくり支援事業（食生活改善推進） ○離乳食相談



3-3 支援が必要な子育て家庭等と子どもへの取組

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、障害、疾病、虐待、生活困窮、外国籍、その他の事情により支援を必要とする子どもと子育て家庭に対して、経済的支援や教育的支援を行うほか、子どもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

施策		関連事業
(1)	障害児や発達の遅れがある子どもとその保護者に対する支援	○療育相談支援事業 ○療育支援体制の充実 ○ライフサポートファイルの活用 ●医療的ケア児等総合支援事業 ○重度心身障害者（児）の医療費助成 ○障害児福祉手当支給事業 ○特別児童扶養手当支給事業 ○自立支援給付事業 ○地域生活支援事業 ○特別支援教育就学奨励費支給事業 ●「個別的教育支援計画」等に基づく支援の推進 ●特別支援教育支援員の配置
(2)	児童虐待の予防と早期発見・早期対応の体制の充実	○要保護児童対策地域協議会事業 ○こども家庭センター運営事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係形成支援事業 ○子育て短期支援事業
(3)	子どもの貧困解消対策の推進	○就学援助 ○自立支援相談事業 ○子ども食堂の推進
(4)	ひとり親家庭への支援	○児童扶養手当支給事業 ○母子・父子家庭自立支援給付金支給事業 ○母子及び父子並びに寡婦福祉資金 ●母子生活支援施設入所措置
(5)	妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減	○児童手当支給事業 ●妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 ○出産育児一時金給付事業 ○出産費の貸付 ●3歳から5歳までの幼稚園・保育所・認定こども園の利用料無償化 ●認可外保育施設等利用料の給付 ●学校給食費の無償化 ●幼稚園・保育所（園）・認定こども園副食費の無償化



計画の推進体制

計画の推進にあたっては、香取市関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、計画に掲げた事業・施策を総合的に実施します。また、すべての市民が、子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、本市の魅力である自然環境や地域からの手助けを十分に発揮しながら、各々の役割を果たしていくことを目指します。

家庭や家族の役割

子育ての第一義的な責任を有する家庭や家族が社会生活を送る上で基盤となります。保護者自身が地域の中で役割を果たしていくことにより、子どもたちが将来の家庭や家族を想像し、子育てに夢を持ち、喜びを実感できる環境を目指します。

企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりにより、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られる雇用環境を目指します。



地域の役割

すべての市民が子どもの成長を地域全体で見守り、家庭、地域コミュニティ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校が相互に連携し、子どもを育むことが必要です。誰一人取り残さず、子どもも保護者も、まわりの市民までもが輝く笑顔で、「香取市に住み続けたい」と思える地域づくりを目指します。

香取市の子育て情報の詳しい内容は Web をチェック！



香取市 子育て応援



第3期香取市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月 発行・編集／香取市 福祉健康部 子育て支援課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地 TEL 0478-50-1257 FAX 0478-79-6160

